

令和元年度職員団体との交渉結果（第1回確定交渉（課長重点））

1. 交渉団体

滋賀県地方公務員労働組合共闘会議、滋賀県職員組合、滋賀県公立高等学校教職員組合、全教滋賀教職員組合、滋賀県障害児学校教職員組合

2. 当局側出席者

人事課長、他人事課員

3. 交渉日および場所

令和元年11月1日（金）10:30～11:00 本館3-B会議室

4. 内 容

人事委員会勧告の実施、現業職員の給与、人事評価制度 など

5. 交渉状況

職員団体	県
現時点で具体的な表明がなかったが、人事委員会勧告の実施は最低限必要である。	これまでどおり人事委員会勧告を尊重する立場に変わりはないが、勧告内容の実施については、総務部長と協議して決めていく。
現業職員の給与について、技能労務職給料表のすべての号給において国の行政職（二）表水準を適用することは納得いかない。	給料表の水準について多くの都道府県で見直しがされており、本県においても見直すべき時期に来ていることから、技能労務職給料表のすべての号給に国の行政職（二）表水準を適用する運用としたいので、引き続き話し合いをお願いしたい。
国民スポーツ大会等の大規模イベントの開催や公共事業の急増への対応について、職員定数の拡大や任期付採用制度の活用により体制を確保してほしい。	今年度においても、職員定数を増員するとともに、土木職の任期付職員の採用などによって対応してきている。 また、時限的な業務量増への対応のため、任期付採用制度を活用し、必要な体制の確保に努めていきたい。
人事評価制度について、総合的な検証をしてほしい。	制度が円滑に実施できるよう、課題を検証し、必要に応じて見直しも行いながら取り組んでいきたい。
教員のことはここでは直接議論しないが、一番大きな問題となっているのは教員の忙しさであることはわかってほしい。県立学校教員の勤務時間について明らかにコンプライアンス違反である。直ちに改善してほしい。	/
学校現場では、育児短時間勤務や育児部分休業について、周りに遠慮して制度があっても利用できないという職員が多いので、職員が勤務しない時間については代替職員を入れてほしい。職員本人は勤務しない時間の給与を減額されているため財政的に困難という理由は理解できないので、教育委員会から話をきいてほしい。	実情についてはわかった。